4回目のオバマケア違憲訴訟?

予防サービス給付をめぐる連邦地裁判決とその影響 京都橘大学経済学部教授 髙山 一夫

partisanship) と呼ばれます―するとともに、 もと、今後の医療政策を考えるうえでは、 鋭い対立が生じています。そうした政治状況の 議会の外部でもさまざまな社会問題をめぐって 刻化―しばしば「過度の党派政治」(hyper-を払う必要があるといえます や各州独自の立法についても、できるだけ注意 や大統領府の動向のみならず、司法による判断 .おいて、民主党と共和党の党派対立が深 アメリカでは、 とくに2000年代以降 議会

2022年9月号では、人工妊娠中絶とオバ しました空。保守派の判事が多数を占める現在 は、本誌の連載でも何度か取り上げてきました。 マケア (Affordable Care Act, P.L. 111-148 医療政策における司法や州の関わりについて ACA)をめぐる最高裁の判決に注目

> 法的適切性を欠く(損害が不明確)として棄却 CA違憲訴訟において、連邦最高裁は、 照的に、テキサス州らを原告とする3回目のA 判例②を覆し、中絶の可否を各州の立法に委ね が定めるプライバシー権の一部と認めた過去の に確認されたと言えます。 を退けたことで、ACAの法的な正当性は十分 しました。連邦最高裁が3回にわたり違憲訴訟 る判断を下しました®。一方、中絶問題とは対 の連邦最高裁は、中絶に関しては、 合衆国憲法 、原告が

よる予防サービス給付の義務付けは違憲である 9 Northern District of Texas) は2022年 邦地方裁判所(U.S. District Court for the ぐる訴訟に対して、テキサス州北部地区連 **月7日、** ところが、ACAの予防サービス給付をめ 原告の訴えの一部を認め、 A C A

> ついて考えたいと思います。 れませんが、今回の連邦地裁判決とその影響に 断を許しません。そこで、やや気が早いかもし 級審での審議や各州の対応が今後どうなるか予 ひいては政治的立場を孕む問題であるため、上 中絶問題と同様に、 との判断を下しました母。予防サービス給付 宗教的信条やイデオロギー

予防サービス給付の概要 **ACA**における

務付けました。適用される医療保険は、個人加 の予防サービスを給付することを医療保険に義 の第2713条を改正し、患者負担なしで特定 (Public Health Service Act, P.L. 78-410) A C A (第1001条) は、 公衆衛生法 exposure prophylaxis:曝露前予防内服) など、

今回の判決において、

オコナー

·判事 は、

Α

双方であり、 funded) も含まれます。 自ら医療保険プランを運営する自家保険 入型と雇用主提供型(小規模および大規模) また保険会社に頼らずに雇用主が (self-0

以下、 Resources and Services Administration Practices 下、USPSTF)により、A、または States Preventive Services Task Force 以 米予防サービス・タスク・フォース(United 口 存や禁煙などのカウンセリング、さらに、 圧などのスクリーニング、アルコール・薬物依 と評価されたものの、 について、 全ウイルス) 宮頸がん、結腸・直腸がん)や心臓疾患、 クチン(14種類)、がん(乳がん、肺がん、 す。具体的には、小児および成人向けの各種ワ 女性や幼児・小児に関わるもの、と定めていま (Advisory Committee on Immunization 無料での給付が義務付けられる予防サービス の訴訟で問題視されたHIV HRSA)が公表するガイドラインで、 公衆衛生法の第2713条は、 ③医療資源サービス庁 以下、 感染予防のためPrEP ACIP)が推奨する ②予防接種諮問委員会 (ヒト免疫不 (Health ß 高 今 子 (1) 血

> する役割を果たしているわけです。 もありました。ACAが民間医療保険に義務付 者によりまちまちであり、患者負担を伴うこと 広範囲の予防サービスを対象とします®。 くアメリカ国民に予防医療へのアクセスを保障 けた無料の予防サービス給付の仕組みは、 総計1億6750万人と推計されます?。 成人女性6770万人、成人男性6450万人 民間医療保険の加入者数は、小児3530万人 Aの施行前は、 ACAにより無料で予防サービスを受給する 提供される予防サービスは保険 A C ひろ

予防サービス給付をめぐる違憲訴訟

判事は、 告側のテキサス州の訴えを認め、 ました。また、審理を担当したリード・オコナー これまでもACA違憲訴訟の原告に加わってき サービスの提供義務に反対する集団訴訟®など、 ブレイドウッド・マネジメント社(スティーブ ン・ホルツ氏が所有)は、ACAにおける避妊 、あるとの判決を下しています。 今回の裁判の原告であるジョン・ケリー氏と 3回目のACA違憲訴訟◎において原 ACAが違憲

> 違憲であると判断しました。 Freedom Restoration Act of 1993, P.L. るとともに、②宗教的自由回復法(Religious 任命条項(Appointments Clause) CAの予防サービス給付は、 103-141 以下、RFRA)を侵害するとして ①合衆国憲法 す

調査局 and Quality)の局長が任命しているとして、 任命条項に違反していると判断しました。 とみなされるにもかかわらず、 メンバーに関して、任命条項が適用される官吏 た。しかし、オコナー判事は、 局であるため、とくに問題とはなりませんでし が任命し、またHRSAは保健福祉省内部の部 機関のうち、 CAの予防サービス給付の範囲を決定している 庁の長官が任命してもよいと定めています。 下級官吏(inferior Officers)は裁判所や各省 であり、 of the United States)の任命は大統領の権限 Ⅱ編第2節2項) 第1の任命条項について、 (Agency for Healthcare Research 上院の助言と同意を得ること、ただし、 ACIPの委員は保健福祉省長官 は、 合衆国の官吏(Officers 合衆国 医療研究· USPSTF0 [憲法

RFRAは、 第2の点について、 個人の宗教的行為に対して連邦政 1993年に制定され

た(11) 課すことを禁じています。 を認めて宗教的団体の除外を認めるとともに回 014年の判決で連邦最高裁は、原告らの主張 簡略化すること等を求めて、 を認めること、また、除外申請の際の手続きを 医療保険給付から避妊サービスを除外すること る雇用主らは、 mandate)。そのため、避妊サービスに反対す ビスの給付を義務付けました(birth control に対して、女性の被保険者への無料の避妊サー 用主提供型も含むすべての新規の医療保険契約 険取引所で取引される医療保険だけでなく、 は、とくに避妊サービスの給付が争点となりま 府が「実質的負担」(substantial burden)を 有する団体 的目的」(religious or moral objections)を スの除外が認められる団体を、「宗教的・道徳 トランプ政権期の2020年には、避妊サービ した。 ACAは、 (営利団体を含む)へと拡大しまし RFRAに基づき従業員向けの 2012年8月より、 ACAとの関連で 提訴しました。 医療保 2 雇

無料で給付することは、ホモセクシュアルな行 点となりました。 のうち、 今回の裁判では、ACAの予防サービス給付 HIV感染予防のためのPrEPが争 原告は、 PrEPを従業員に

> 法だと判断したわけです。 EPの給付を義務付けていることは、RFRA は、 的信条を脅かすと非難しました。オコナー判事 ましくない性行為を助長し、 が禁じた実施的負担を原告らに課しており、 為や静脈内薬物使用、婚姻外の性交渉などの望 原告の訴えを認め、ACAが無料でのPr 雇用主たちの宗教 違

V と主張しましたが、オコナー判事はこの点につ 則 委任することを禁止すると定めた委任禁止の原 ついて、 なお、 ては訴えを退けました。 (non-delegation doctrine) にも抵触する 政府の各部門がその権限を他の部門に 原告は、ACAの予防サービス給付に

医療政策への影響

過去の判例において、 点とされた点ではなく、PrEPの給付をめぐ な判決を下し、ACAからの適用除外を拡大し 念されます。避妊サービスの適用除外をめぐる Aと予防サービス給付をめぐる今後の動向が懸 る宗教的な是非を論拠とするものだけに、AC の有無やメディケイド拡充といった、 今回の連邦地裁の判断については、 連邦最高裁は原告に有利 従来、 罰金制容 争 度

> にも注目する必要があります。 挟んで、バイデン政権および議会における対応 ケイドの受給者にも大きな影響が及ぶわけです 医療保険加入者に加えて、メディケア・メディ 実施的に阻まれます。1億6750万人の民間 果の一つである普遍的な予防サービスの給付が れ自体が違憲と判断されるわけではないとして られる可能性があります。その場合、ACAそ ACAの予防サービス給付自体の見直しが命じ の連邦地裁判決が支持され、PrEPに限らず 連邦最高裁にまで審理が進んだとしても、 上げた中絶をめぐる判決もあわせて考えると、 てきました。さらに、本誌9月号の連載で取り ので、今後の司法判断のみならず、 ACAがもたらした医療政策上の大きな成 中間選挙を 今回

サービス給付を改めて義務化する、あるいは 限を有します。 を問わず、医療保険を州法によって規制する権 家保険を除けば、個人加入型と雇用主提供型と Security Act, P.L. 93-406) で規制される自 所得保障法 ル ます。州政府は、 色の強い州では、 また、今回の連邦地裁判決を懸念するリベラ (Employee Retirement Income 州の保険法により無料での予防 独自の対応もなされると思 連邦法である従業員退職



対立 concerned), に対 にも寄与したことを、 よって人びとの健康増進をもたらしたこと、 諸 重要になると考えます つつ強調してい ĺ 地 2022年7 団 F の 的 サ が あるなか、 中 専門 が深刻化 ・ビス給付 ービスの給付を各医療保険に義務付けると 裁 体 ボ 医 な格差が今後拡大するなかで、 絶 独自で運営する医療保険取引所にお ひとつの可能性として、 た対応が、 人種 カシー 療改革 0 や予防サー 職 判 共 団 決を ア 同 Ĺ 実り が、 体のア エスニシティ間 メリカ医師会は、 の役割を指摘します。 声 へと転じる契機につ Α 予想されます。 爿 月明 -ビスに C 「非常に懸念し」 あ 司 ·ます(ii) 疾病など 25 日 を発表しました K る政策論議を実現するうえ 法までも Α 実証 ボカシー が 関する州 (12) 実現した 政 の早期 的 共同 治 専門職 な原著論文も が党派性 の健康格差の -がこれまで以上 や社会に 他の 発見 声 0 (extremely 無 į, 蚏 今回 連 61 団 あ 審 料 を帯 元や治 て考えま で 0) 体による 邦 は 医学系 お 0 理 だ 0) 11 S. け 縮 療に 予 途 裁 べ 0) ಕ 連 0 照 小 中

- (1)高山一夫「アメリカの医療政策動向(25)保守化する連邦最高裁と医療政策への影響」『文化連情報』 534号、2022年9月、52-55頁。
- (2)Roe v. Wade, 410 U. S. 113, Planned Parenthood of Southeastern Pa. v. Casey, 505 U. S. 833
- (3) Dobbs v. Jackson Women's Health Organization
- (4)Braidwood v. Becerra (元はKelly v. Becerra)
- (5)USPSTFの評価は、当該予防サービスによって得られる望ましい効果 (benefit) について、A (大きい)、B (中程度)、C (小さく、患者の状態等に依存する)、D (なし、または不利益が生じる)、I (評価するための十分なエビデンスがない)の5ランクに分けられます。アメリカ疾病予防管理センター(CDC)ウェブサイト (https://www.cdc.gov/wtc/pdfs/policies/WTCHP_PP_CancerScreening04022014508.pdf) 参照 (2022年10月4日最終アクセス、以下、同じ)。
- (6)連邦医療保険取引所ウェブサイト(https://www.healthcare.gov/coverage/preventive-care-benefits/)参照。
- (7)L. Skopec and J. Banthin, "Free Preventive Services Improve Access to Care", Urban Institute ウェブサイト (https://www.urban.org/sites/default/files/2022-07/Free%20 Preventive%20Services%20 Improve%20Access%20to%20Care.pdf) 参照。
- (8)DeOtte v. Azar
- (9)Texas v. Azar (のちにCalifornia v. Texasに変更)
- (10) Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc., 573 U.S. 682 (2014)
- (11) Little Sisters of the Poor Saints Peter and Paul Home v. Pennsylvania (2020)
- (12)アメリカ医師会ウェブサイト (https://www.ama-assn.org/press-center/press-releases/physicians-sound-alarm-lawsuit-threatening-preventive-care)
- (13)予防サービス給付が人種・エスニシティ間の健康格差の縮小に寄与したことに関して、共同声明は次の論文を参照しています。C. Agirdas and J.G. Holding, "Effects of the ACA on Preventive Care Disparities", *Applied Health Economics and Health Policy*, 16 (6), 2018: 859-869.